

～アイドリング・ストップできれいな空に～ 駐車時は 必ずエンジンを切りましょう



アイドリング・ストップは「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で義務付けられています。

自動車の運転者は、駐車時にアイドリング・ストップをしなければなりません。

また、自動車を事業に使用する者は、運転者に、アイドリング・ストップの義務づけを周知するなどの措置を講じなければなりません。

駐車場管理者は、利用者に、アイドリング・ストップをすることを指導するように努めなければなりません。

中でも、500平方メートル以上の駐車場の管理者は、看板、放送、チラシなどにより、アイドリング・ストップをするよう知らせなければなりません。

正当な理由がないのにアイドリング・ストップを守らない事業者や運転者に対しては、必要な措置を講じるよう、市町村長が勧告することがあります。

注)横浜市、川崎市においては、独自の条例を制定しているため、それぞれの市にお問い合わせください。

なぜアイドリング・ストップをするの？

▶ 自動車の排出ガスには、窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）など、私たちの健康に悪影響を与える物質が含まれています。
また、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。

自動車から排出される二酸化炭素（CO₂）は、地球温暖化の原因となります。

アイドリング時の悪臭・騒音が近隣の方の迷惑になります。

こんなときにはアイドリング・ストップを！



▶ 荷物の積卸しのとき

買い物などで自動車から離れるとき

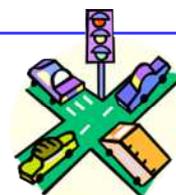
人（客）待ちのとき

休憩のとき

その他、場所や気候などまわりの状況をみながら、できるだけ無用のアイドリングをやめましょう

このような場合は、アイドリング・ストップの対象から外れます。

- 信号待ちや人の乗降など短時間の停車をする場合
- 緊急用自動車を緊急用務のために使用する場合
- 冷凍車やミキサー車などの動力として使用している場合
- 法令の規定や警察官の命令、又は危険を防止するため停止する場合
- その他、エンジンを停止できないことがやむを得ないと認められる場合



アイドリング・ストップの効果は？

おサイフにも
やさしいんだね！



10分間のアイドリングで、130mL程度の燃料を浪費します。
仮に毎日10分間のアイドリング・ストップに取り組むと、
1年間で約47Lの燃料の使用を削減できます。

その結果・・・CO₂排出量が約110kgも削減できます。
(スギの木約13本が1年間に吸収するCO₂量に相当)

さらに・・・燃料代が7,000円も節約できます。
(燃料の単価を1L=150円として計算)

▶ 問合せ先：神奈川県環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ
Tel. 045-210-4180（直通）